

— 中山間地域を守るみなさまを支援します —

中山間地域等直接支払制度

第6期対策
(令和7年度～令和11年度)



第6期対策 3つのポイント

- 1 本制度の「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図るため、交付対象農用地を農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地とする。
- 2 複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて共同取組活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、体制整備単価（10割単価）の要件を「ネットワーク化活動計画の作成」とする。
- 3 複数の集落協定間での活動のネットワーク化や統合、多様な組織等の参画により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、「ネットワーク化加算」を新設するとともに、スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援するため「スマート農業加算」を新設する。

令和7年3月

農林水産省



はじめに

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施されています。

皆さまが地域で取り組んでおられる農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものです。

このような取組の重要性にかんがみ、中山間地域等直接支払制度では、国が費用の半分を負担し、地方自治体を通じた支援を行っています。

皆さまの地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化に、本交付金を有効にご活用ください。



もくじ

中山間地域等直接支払制度とは-----	2
こんな活動をすれば交付を受けられます（集落協定）---	4
ネットワーク化活動計画の作成について-----	5
ネットワーク化活動計画の記載例-----	7
こんな活動をすれば交付を受けられます（個別協定）---	15
加算措置について-----	16
荒廃農地にお悩みの集落の皆様へ-----	19
交付金の返還について-----	20
みどりチェックについて-----	22
共同取組活動に係る安全対策について-----	23
手続きの流れ-----	24
中山間地域の魅力を活かした取組の例-----	25
体制づくりの取組の例-----	26

〔表紙写真〕

みまし ながのし まつうらし にちなんし
左上：徳島県美馬市、右上：長野県長野市、左下：長崎県松浦市、右下：宮崎県日南市

〔はじめに・もくじ頁上部の写真〕

くまのし
三重県熊野市

中山間地域等直接支払制度とは①

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

（1）対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

（2）対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ 「棚田地域振興法」によって指定された地域の急傾斜農用地及び同農用地と連なった緩傾斜農用地
- ⑦ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注1 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内及び
地域計画区域内(農業経営基盤強化促進法に定める地域計画区域)に存する一団の農用地を対象
※地域計画の要件化は  第6期対策から

注2 ②、④及び⑥の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

- **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
- **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定。

中山間地域等直接支払制度とは②

3. 交付単価

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15° 以上）	11,500
	緩傾斜（ 8° 以上）	3,500
草 地	急傾斜（15° 以上）	10,500
	緩傾斜（ 8° 以上）	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜（15° 以上）	1,000
	緩傾斜（ 8° 以上）	300

注1）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

注2）交付単価は上限単価です（16～18頁の加算措置の単価も同様）。

注3）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

4. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いと合意により、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。（使途は、予め協定に定めておく必要があります。）

トピック 指定棚田地域

多面にわたる機能を持ちつつも荒廃の危機に直面している棚田は、「棚田地域振興法」によって支援されており、同法に基づき指定された「指定棚田地域」は、令和元年8月の施行以降、これまでに41道府県733地域（令和7年2月時点）あります。



山形県大蔵村



千葉県鴨川市



長崎県長崎市

こんな活動をすれば交付を受けられます（集落協定）

集落協定については、協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

- 農業生産活動等（必須活動）
「耕作放棄の防止等の活動（例：担い手の確保・育成、高齢農家等の農用地の賃借権設定、荒廃農地復旧、法面保護・改修、鳥獣被害防止）」及び「水路・農道等の管理活動（例：泥上げ、草刈り）」
- 多面的機能を増進する活動（選択的必須活動）
「国土保全機能を高める取組（例：土壌流亡に配慮した営農、周辺林地の管理）」「保健休養機能を高める取組（例：景観作物の作付、体験農園、棚田オーナー制度）」「自然生態系の保全に資する取組（例：魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保）」の中から1つ以上の活動を実施

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

○ ネットワーク化活動計画の作成 第6期対策から

ネットワーク化活動計画は、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中（令和11年度まで）に作成を完了する必要があります。なお、ネットワーク化活動計画の作成ができなかった場合等は、交付金（単価の2割分）を返還していただくことになります。

中山間地域等直接支払制度 留意点

本交付金の実施に当たっては、以下の点についてご留意下さい。

（1）協定参加者の話合いと合意に基づく活動の徹底

- 本交付金は、協定参加者の話合いと合意により締結された協定に基づいて活動するものです。交付金の使途を含めた活動実績についても、協定参加者に報告するなど、活動の透明化を図りましょう。
- 集落協定に定められた活動内容が適切に行われなかった場合、交付金の返還となることもありますので、協定の活動内容や協定農用地の範囲について、協定参加者で確認しましょう。

（2）事務負担の軽減について

- 集落協定の事務作業が一部の者に集中していないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で点検・確認を行いましょう。
- 事務作業の担い手がない等の場合は、複数の集落協定間でのネットワーク化等による専従職員の配置や、交付金を活用した事務の外注化を検討しましょう。

（3）書類の作成と管理について

会計経理が適切に行われていることを証明するため、金銭出納簿、領収書、活動を行った記録、加算措置の取組実績が分かる書類、共用資産管理台帳などの必要な証拠書類を作成した上で、日付順に整理するなど、日頃から適切な管理を行いましょう。

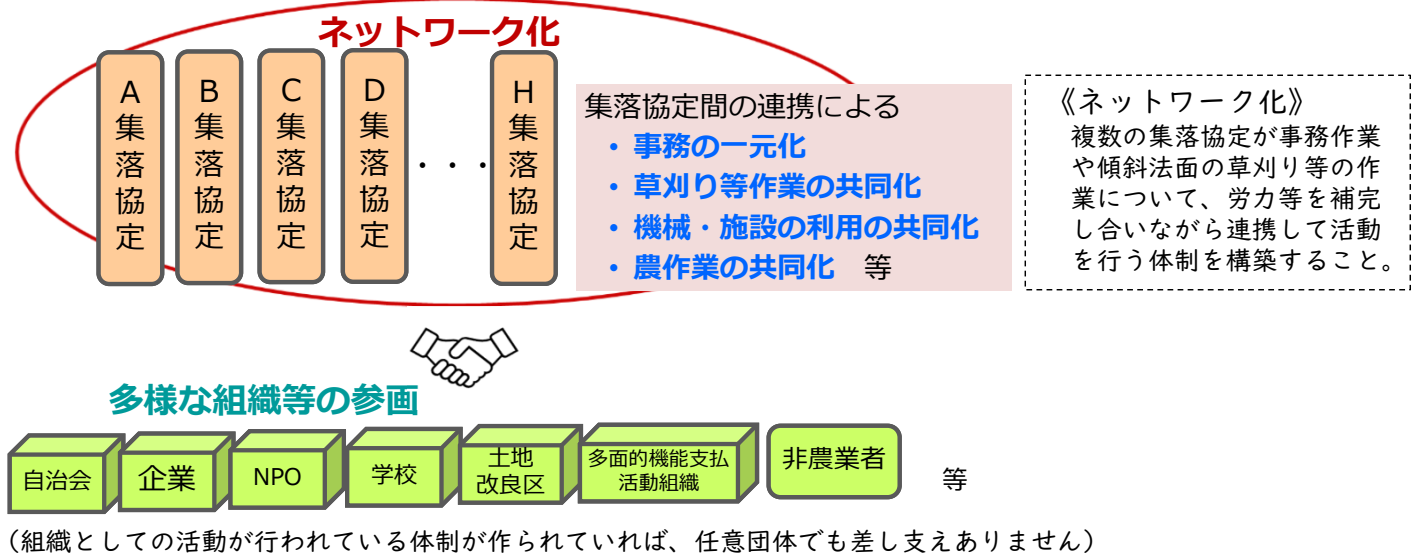
（4）集落協定の変更手続の励行

- 集落協定の内容に変更が生じた場合、集落協定の変更手続を行ってください。
- 変更手続が必要か、不明な場合には、市町村にご相談ください。

ネットワーク化活動計画の作成について①

ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画です。

体制づくりのイメージ



ネットワーク化した協定の活動例

○事務の一元化の例

共同事務局を設置し、各協定が行う事務（実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等）を一括して行う。

○草刈り等作業の共同化の例

集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした草刈隊を結成。人員が不足するところに草刈隊を派遣して草刈を実施する。

○機械・施設の利用の共同化の例

それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。より広範囲の機械の共有により機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業の更なる効率化を図る。

○農作業の共同化の例

担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や基幹作業などを請け負い、ネットワーク化した集落協定内の営農を支える仕組みを構築する。



草刈隊の取組



ドローンの共同化



共同取組活動による農作業

ネットワーク化活動計画の作成について②

○ネットワーク化活動計画の作成とネットワーク化実現へのステップ

○ 地域計画における農地利用の将来像などの将来ビジョンを踏まえながら、協定参加者のみなさんで十分な話し合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

1 集落協定書に、対策期間内のネットワーク化活動計画の作成を位置付け

★体制整備単価の適用開始

2 協定参加者で話合う

ネットワーク化又は統合する協定若しくは連携する組織と共通認識を作りながら、集落協定において、ネットワーク化活動計画の記載項目について話し合い



ネットワーク化活動計画の作成に向けた話し合い

3 ネットワーク化活動計画の作成、市町村へ提出

ネットワーク化等の実現に向けた計画が明確化

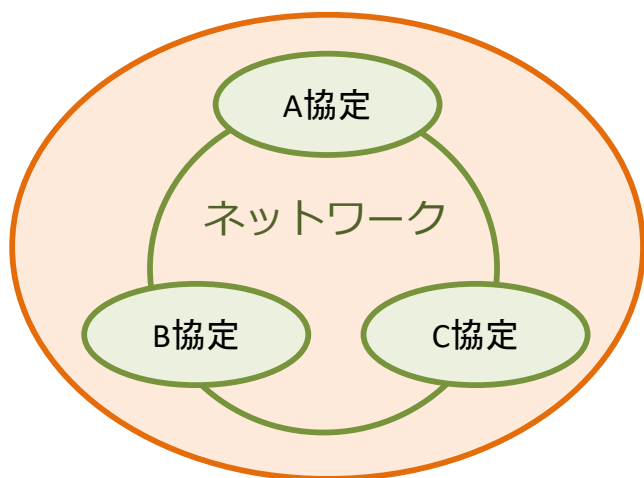
4 活動の実施、ネットワーク化活動計画の実現に向けたフォローアップ

①を実施することで、体制整備単価が適用されます。ただし、令和11年度までに③まで達成されなかった場合、交付金（単価の2割分）を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

地域計画とネットワーク化の関係

【基本パターン】

地域計画により農地利用の将来ビジョンの共有ができていることから、**同じ地域計画区域内の他の集落協定とネットワーク化**

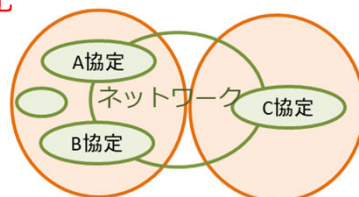


地域計画の区域

※地域計画区域内の全ての集落協定でネットワーク化を目指すことが望ましい

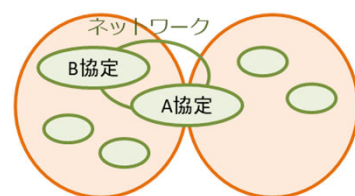
【例外的なパターン】

- 同じ地域計画区域内に集落協定がない場合
- 他の地域計画区域内の集落協定と行うことが合理的な場合（農地が隣接している、同じ担い手が営農している等）
⇒他の地域計画区域内の集落協定とネットワーク化



地域計画の区域A 地域計画の区域B

- 集落協定が複数の地域計画にまたがっている場合
⇒当該集落協定が含まれている地域計画区域内の集落協定とネットワーク化



地域計画の区域A 地域計画の区域B

ネットワーク化活動計画の記載例①

【記載例】

ネットワーク化活動計画の本様式は令和7年3月時点の未定稿です。
ネットワーク化活動計画を作成する際は、最新様式を農林水産省のHP
又は市町村から入手してください。

1. 体制整備の基本方針 1-1. 集落協定名

(記載例)A集落協定

1-2. ネットワーク化活動計画作成時点

当初	令和8年6月
第1回変更	令和●年▲月
第2回変更	
第3回変更	

注1) 本計画を作成したときは、遅滞なく協定農用地の存する市町村に提出すること。

注2) 2-2のネットワークに参加する集落協定、3-2の統合に参加する集落協定、3-6の役員の継承計画、4-1の協定活動に参画する多様な組織等に変更が必要になった場合や、計画内容の大幅な変更が必要になった場合は本計画の変更を行い市町村に提出すること。

1-3. 体制整備のために行おうとする取組

該当 注1)	取組	対象協定	要記載項目
○	①ネットワーク化 注2)	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定	2-1～ 2-7
		新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	
○	②統合 注3)	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定	3-1～ 3-5
		新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	3-2、 3-6、 3-7
○	③多様な組織等の参画 注4)	1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定	4-1～ 4-3

1つ以上
「○」を記入
して下さい。

注1) 該当する取組を全て選択すること。

注2) 「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可とする。

注3) 「統合」とは、他の集落協定と1つの集落協定に統合することをいう。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上の集落協定となっていること。統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。

注4) 「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参画することをいう。参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等を結ぶこと。計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画していること。

ネットワーク化活動計画の記載例②

【記載例】

1-3. で、「ネットワーク化」を選択した場合に記載します。

2. ネットワーク化の計画

注1) ネットワーク化を行っている、又は行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画におけるネットワーク化の計画と整合がとれたものとする。

注2) 2-1～2-7の全てを記載すること。

2-1. ネットワークの名称（予定）

（記載例）農林地域集落協定ネットワーク協議会

2-2. ネットワークに参加する集落協定

参加する集落協定名と集落協定面積、該当項目に「○」を記入して下さい。

集落協定名	協定面積	地域計画		現在の連携状況	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内	連携済	今後連携
（自協定）A協定	5.2ha				
B協定	13.7ha	○		○	
C協定	3.2ha	○			○
合計	22.1ha				

注）合計協定面積は10ha以上であること。

2-3. ネットワーク化で解決しようとする課題

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
○	②事務担当者の人材不足	○	⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の不足		⑦その他
○	④農業の担い手の人材不足		

（該当する課題について詳細を記載）

②現在の事務担当者は70歳代で高齢であるが、後継者が見つからず10年間、事務担当を担っている。あと数年のうちに後継者を確保する必要がある。

④高齢で小規模な自給的農家や兼業農家が協定内の農地の多くを担っている。あと5年のうちに引退を希望する農業者が複数いるが、農地の引き受け手の見込みが立っていない。

⑥農地の担い手を育成するため、ソバや施設園芸の導入に取り組みたい。また、販路拡大のため、加工品の販売にも取り組むが、協定内に加工や販売の知見を持っている人材がいない。

注）地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

2-4. ネットワーク化により連携して実施する活動

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の一元化 （共同事務局の設置や外部委託）	○	⑥農業の担い手育成
		○	⑦地場農産物の加工・販売
	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	○	⑧鳥獣害対策
	③水路・農道等の維持管理		⑨多面的機能を増進する活動
	④機械・施設の共同利用		⑩その他（ ）
○	⑤農作業の共同化		

ネットワーク化活動計画の記載例③

【記載例】

1-3. で、「ネットワーク化」を選択した場合に記載します。

2-5. 連携方法（26頁参照）

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	連携方法	該当	連携方法
☐	①協議会型 ^{注1)}		③共同委託型 ^{注3)}
☐	②活動連携型 ^{注2)}		④その他()

注1) 協議会、委員会等を設置し、ネットワークでの活動の調整や事務等を行う場合。

注2) 作業の共同化や機械・施設の共同利用などの共通のルールを覚書等で定めるなどにより連携した活動を行う場合。

注3) 各集落協定から同一の外部団体又は同一の外部人材に同じ活動を委託する場合。

2-6. ネットワーク化の工程

該当項目に「○」を記入して下さい。

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
ネットワーク化に向けた話し合い(協定内)		☐	☐				
ネットワーク化に向けた話し合い(協定間)		☐	☐				
ネットワーク化により連携して実施する活動の開始 ^{注)}	⑧		①⑤		⑥⑦		
協議会等の設置(協議会型の場合)			☐				
ネットワーク化加算の適用 (加算措置を利用する場合)			☐	☐	☐	☐	

(2-2～2-5を踏まえたネットワーク化の進め方を記載)

- ・令和5年度から地域一帯で鳥獣防護柵を設置する作業をB集落と共同で実施(活動連携型)している。
- ・同じ地域計画区域内にあり、協定廃止を検討していたC集落協定もネットワークに加え、令和8年度より協議会型へ移行し、事務局の一元化を行う。共同事務局の事務員は、元地域おこし協力隊の移住者を非常勤で雇用する。また、ネットワーク化加算を申請し、加算措置を利用してネットワークの中で中心的な農業者となる就農者の募集を開始する。B集落協定でソバを栽培している農業生産法人の活動範囲を広げ、A集落協定及びC集落協定の農地においても栽培を開始する。ソバの加工・販売を目指して研修会へ参加するなど、技術習得を目指す。
- ・令和9年度には、ネットワーク内の概ね6割の農地をB集落協定で活動していた農業生産法人に集約する。
- ・令和10年度にネットワーク内に加工・販売部を結成し、ソバの加工・販売を始める。農業生産法人の新規雇用者を確保し、JAや地域外の農業生産法人の協力のもと、施設園芸の技術研修を行う。農業生産法人の新規雇用者を各集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。
- ・令和11年度に補助事業を活用して農業用ハウスを1棟導入し、農業生産法人においてアスパラガスの栽培を始める。収穫等の人手が必要な作業は、協議会で話し合い、各集落協定から分担して人員を確保することとする。
- ・令和12年度以降にネットワークの拡大や集落協定の統合を検討する。

注) 工程の概略における「ネットワーク化の活動の開始」には2-4の「連携して実施する活動」の番号を記載。

2-7. ネットワーク化後の統合予定

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	統合の予定
	①第6期対策期間中(令和7年度～令和11年度)での統合を検討する
☐	②第6期対策終了後の令和12年度以降での統合を検討する
	③時期は未定だが将来的に統合を検討する
	④未定
	⑤統合は必要ないと考えている
	⑥その他()

ネットワーク化活動計画の記載例④

【記載例】

1-3. で、「統合」を選択した場合に記載します。

3. 統合の計画

注1) 統合をこれから行う場合は、統合を行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画における統合の計画と整合がとれたものとする。

注2) 「新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定」は、3-1~3-5に記載すること。
「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」は、3-2、3-6、3-7に記載すること。

3-1. 統合後の集落協定の名称（予定）

(記載例) 農林地域広域集落協定

3-2. 統合に参加する集落協定

参加する集落協定名と集落協定面積、該当項目に「○」を記入して下さい。

集落協定名	協定面積	地域計画	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内
(自協定) D協定	7.5ha		
E協定	5.5ha	○	
F協定	8.7ha	○	
合計	21.7ha		

注1) 合計協定面積は10ha以上であること。

注2) 統合する予定がない場合は自協定のみ記載すること。

3-3. 統合で解決しようとする課題

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当		該当	
○	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
○	③共同取組活動参加者の不足	○	⑦その他(農作業機械の老朽化及びオペレーターの不足)
	④農業の担い手の人材不足		

(該当する課題について詳細を記載)

①代表者が固定化されており、後継者の確保の目途が立っていない。

③構成員には若手が2名いるが、その他の構成員は高齢であり、共同取組活動の作業負担が2名の若手の集中する傾向がある。

⑦集落協定内の農業者が所有する農作業機械の老朽化が進んでいる。現在は農業者間の貸し借りでなんとかまかなっているが、今後故障する機械が増えれば、農作業機械の確保が困難になる。また、世代交代が行われた小規模農業者から作業委託のニーズが増えているが、農作業を受託できるオペレーターが減ってきている。

必ず記入して下さい。

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

ネットワーク化活動計画の記載例⑤

【記載例】

1－3. で、「統合」を選択した場合に記載します。

3－4. 統合により体制を強化したい活動

該当項目に「○」を記入して下さい。

該当	体制を強化したい活動	該当	体制を強化したい活動
○	①リーダー等の人材確保		⑦農業の担い手育成
	②事務局機能の強化		⑧地場農産物の加工・販売
○	③農地保全(草刈り、荒廃防止活動等)		⑨鳥獣害対策
○	④水路・農道等の維持管理	○	⑩多面的機能を増進する活動
○	⑤機械・施設の共同利用	○	⑪その他(農作業機械のオペレーター の確保)
	⑥農作業の共同化		

3－5. 統合の工程

該当項目に「○」を記入して下さい。

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
①統合に向けた話し合い(協定内)		○	○				
②統合に向けた話し合い(協定間)	○	○	○				
③統合			○				
④ネットワーク化加算の適用(加算措置を利用する場合)				○	○	○	

必ず記入して下さい。

(3－2～3－4を踏まえた統合の進め方を記載)

- ・令和5年度から地域計画作成に向けた協議が開始されたことをきっかけに、周辺にあるE集落協定、F集落協定と統合に向けた意見交換を行ってきた。リーダーの人員不足や共同取組活動参加者の不足という共通の課題を抱えている。
- ・令和7年度初旬の集落協定総会において、統合の方向性について承認が得られたため、令和7年度中にE集落協定、F集落協定と統合後の活動計画や個人配分、作業日当等のルールについて意見調整を行う。令和8年度初旬の総会において統合の承認をとり、令和8年度内の統合を目指す。
- ・令和9年度よりネットワーク化加算を申請する。
- ・統合後の協定では、集落協定の代表者を、旧集落協定による3年毎の輪番制とすることを検討する。
- ・草刈等の作業が一部の構成員に集中しないように、旧集落協定間で人手を出し合う体制を構築するとともに、土地持ち非農家の参加も呼び掛けるようにする。
- ・農作業機械については、協定内で引退する農家から農作業機械を集約し、機械共同利用組合を立ち上げる。ネットワーク化加算を利用して、共同利用する農作業機械の保管庫を整備する。F集落協定内のUターン予定者を機械共同利用組合の管理者兼オペレーターに育成し、統合した集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。
- ・統合後は、農村関係人口の拡大に向けた検討を進める。管理が十分行われていなかった梅や柿の収穫体験や、道の駅周辺での景観作物の栽培などの計画を検討する。また、当集落協定で行ってきた野鳥のための冬季水張りをE集落協定及びF集落協定のエリアにも広げる検討を行う。

ネットワーク化活動計画の記載例⑥

【記載例】

1-3. で、「統合」を選択した場合に記載します。

3-6. 役員の継承計画

必ず記入して下さい。

役職名等	氏名（現体制）	氏名（後任予定者）	継承予定時期
代表者	甲田 太郎	丙川 三郎	令和10年
書記担当	丙川 三郎	丁本 四郎	令和12年
会計担当	乙山 次郎	戊部 花子	令和12年
共同機械担当	乙山 次郎	己藤 五郎	令和10年
土地改良施設担当	甲田 太郎	丁本 四郎	令和12年
法面点検担当	丙川 三郎	戊部 花子	令和10年

注）「氏名（現体制）」は、本計画作成時点での役職者名を記載。「氏名（後任予定者）」は、現体制の担当者の次に担当となる人（予定）の氏名を記載。「氏名（現体制）」とは別の人を「氏名（後任予定者）」記載すること（同一人物の記載は不可）。

3-7. 体制の維持・向上に向けた活動

必ず記入して下さい。

（役員の継承に向けた取組を記載）

- ・代表者の後任予定者は丙川三郎とし、令和10年度の継承予定時期まで書記担当として代表者の業務の補助を行いながら、徐々に代表者業務の習得を行う。
- ・その他の役員については、代表者交代時期の令和10年度と対策期切り替わりの令和12年度に分けて段階的に交代を行うことで、役員業務の引継ぎを計画的に進めていく。
- ・令和10年度より共同機械担当となる予定の己藤五郎は、令和9年度までにドローン操作の研修を受講を行うとともに、乙山次郎の指導のもと自走型草刈機の操作方法の習得を行う。

（構成員や活動参加者の安定的な確保に向けた取組を記載）

- ・大型連休期間に共同取組活動による草刈作業を実施し、構成員の親族にも可能な限りの参加を呼び掛ける。また、作業実施後には収穫祭を実施し、構成員間の懇親を図る。
- ・総会の際に構成員に対し、農地の相続予定者に中山間地域等直接支払の活動についても引継ぎ予定があることを伝えるよう周知する。
- ・周辺地域や〇〇市と連携し、地域内の農地保全に関わる人材として令和8年度から地域おこし協力隊の受け入れを目指す。また、協力隊の安定的な仕事づくりなど、将来的な定着支援に取り組む。
- ・集落外に在住している農地所有者に対して、毎年、活動報告と合わせて共同取組活動の案内を送付することで、共同取組活動への参加を促す。
- ・地元米の直販先に対して収穫等の体験活動への参加募集をかけることで関係人口拡大に取り組む。
- ・市民農園を開設し非農業者との交流を深めるとともに、多面的機能の増進活動への参加を募集する。
- ・一律の作業単価を見直し、傾斜が厳しい場所での作業等の負担が大きい作業については高い作業単価を設定するなど、共同取組活動に参加しやすくなる環境を整備する。また、令和7年度より適用を受けているスマート農業加算を利用して令和9年度にリモコン式自走草刈機を導入し、急傾斜地域での作業の省力化と安全な作業実施が可能となる環境を整備する。

ネットワーク化活動計画の記載例⑦

【記載例】

1－3. で、「多様な組織等の参画」を選択した場合に記載します。

4. 多様な組織等の参画

注) 4－1～4－3の全てを記載すること。

4－1. 協定活動に参画する多様な組織等

注) (1)又は(2)の該当する項目を記載すること。

(1) 農業者団体以外の組織

必要に応じて
記入して下さい。

参画方法	組織名
①集落協定の構成員	G地域づくり協議会
	H子供会
	I土地改良区
	J農地保全会(多面的機能支払活動組織)
②別途協定等を締結	K大学

注1)「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。
注2)②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

(2) 非農業者

必要に応じて
記入して下さい。

参画方法	人数
①集落協定の構成員	8人
②別途協定等を締結	5人
合計	13人

③集落協定の全構成員数(集落協定の構成員数(農業者数+①※組織数は含めない)に②を加えた人数) 60人
①+②が③に占める割合 21% (小数点以下切り捨て)

注1)「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。
注2)②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。
注3)協定活動に参画する組織の構成員は人数に含めない。

4－2. 多様な組織等の参画で解決しようとする課題

該当項目に
「○」を記入し
て下さい。

該当		該当	
○	①事務担当者の人材不足		④知見や技術の不足
○	②共同取組活動参加者の不足	○	⑤その他(棚田の荒廃)
	③農業作業の人材不足		

(該当する課題について詳細を記載)

①構成員は高齢者が多く、事務の引き受け手の確保が困難である。

②⑤棚田の石積の草取りや補修は集落総出で行ってきても、高齢者の参加が難しくなり、人手の確保が困難になってきている。また、高齢のために棚田での水稻作の継続が困難な農地が増えてきている。

必ず記入し
て下さい。

ネットワーク化活動計画の記載例⑧

【記載例】

1-3. で、「多様な組織等の参画」を選択した場合に記載します。

4-3. 多様な組織等の参画により連携して実施する活動

該当項目に
「○」を記入
して下さい。

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の適切な実施		⑥鳥獣害対策
○	②農地保全(草刈り、荒廃防止活動等)	○	⑦多面的機能を増進する活動
	③水路・農道等の維持管理	○	⑧その他(棚田資源を生かした振興活動)
○	④農作業		
	⑤地場農産物の加工・販売		

必ず記入し
て下さい。

- (連携して実施する活動の詳細について、今後の活動の維持、向上に向けた方向性も含めて記載)
- ・多面的機能支払交付金の事務支援も行っていた土地改良区が令和5年度より構成員に加わり、土地改良区が集落協定の事務を担当している。集落協定の対象農用地の一部は多面的機能支払の対象にもなっており、効率的な事務作業ができることから、今後も引き続き土地改良区が事務を担当する予定である。
 - ・J農地保全会では、令和8年度に草刈隊を結成する予定である。草刈隊が水路・農道の草刈を実施する際に、水路等の周辺にある集落協定の農地の法面の草刈も草刈隊と連携して行うことで、作業の効率化を図る。
 - ・県の棚田サポーター事業を利用し、毎年、5名程度の登録者に棚田の石積みの草刈や補修の作業を手伝ってもらっている。今後は、サポーター、構成員の非農家、子供会と連携し、棚田の法面に彼岸花を植えるなど、棚田の観光資源活用に取り組む予定である。
 - ・以前からK大学が当集落へフィールドワークに来ていた縁により、令和7年度にK大学、G地域づくり協議会、当集落協定の3者で棚田振興のための連携協定を締結した。令和7年度より、農作業が困難となっていた棚田において、K大学の教員や学生と連携し、田植えや収穫作業を始める予定である。大学との連絡調整や宿泊場所の手配はG地域づくり協議会が担当し、作業当日の作業方法の説明や必要な物品の準備は当集落協定が担当する。将来的には、G地域づくり協議会を中心に棚田を活かした農泊にも取り組みたいと考えており、K大学の教員や学生にも、構想検討に加わってもらいたいと考えている。
 - ・これらの取組の活性化を図るため、令和8年度までに指定棚田地域振興活動計画の認定を受け、令和9年度に棚田地域振興活動加算の申請を行う計画である。
 - ・持続的な取組を実現するため、G地域づくり協議会を中心とした農村RMOの形成も検討していく。

こんな活動をすれば交付を受けられます（個別協定）

個別協定については、自作地を対象とする場合は、交付単価の協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、②の「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」を行う場合は交付単価の10割を交付します。自作地を対象としない場合は、交付単価の10割を交付します（①、②の取組は任意）。

①農業生産活動等を継続するための活動

- 農業生産活動等（必須活動）
「耕作放棄の防止等の活動（例：担い手の確保・育成、高齢農家等の農用地の賃借権設定、荒廃農地復旧、法面保護・改修、鳥獣被害防止）」及び「水路・農道等の管理活動（例：泥上げ、草刈り）」
- 多面的機能を増進する活動（選択的必須活動）
「国土保全機能を高める取組（例：土壌流亡に配慮した営農、周辺林地の管理）」「保健休養機能を高める取組（例：景観作物の作付、体験農園、棚田オーナー制度）」「自然生態系の保全に資する取組（例：魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保）」の中から1つ以上の活動を実施

②農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項

- 令和11年度までに利用権の設定又は基幹的農作業受託面積の合計が、協定認定時における協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積の増加

個別協定の締結

【対象者】 認定農業者、認定新規就農者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織

【要件】 次のいずれかを実施（原則、期間は5年以上）

- ・ 利用権の設定等
- ・ 基幹的農作業受委託（※1）

自作地も対象にする場合

【農用地に係る要件】

次のいずれかに該当
・ 自作地を含む一団の農用地を全て耕作すること
・ 一定以上の経営規模を有していること（※2）

【取組事項に係る要件】

次のいずれかを実施
①農業生産活動等として取り組むべき事項
②農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項

所得要件あり（※3）

①のみを実施

8割単価

②を実施

10割単価

自作地を対象にしない場合

①、②の協定への規定は任意

所得要件なし（※3）

※1 同一生産工程における基幹的農作業のうち田の場合は3種類以上、畑の場合は2種類以上、草地の場合は1種類以上の作業受委託

※2 都府県にあっては3ha以上、北海道にあっては30ha以上(草地では100ha以上)の経営の規模を有している場合。経営の規模とは、対象農用地に存する農用地面積をいい、自作地、借入地及び受託地の合計面積で判定

※3 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得（直近3カ年の「家計調査年報（総務省統計局）」の各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得）を上回らないこと